

市長就任のごあいさつ



あま市長
八島 堅志

青空がまぶしく、夏本番を迎える季節となりました。
4月25日に、あま市長に就任いたしました八島堅志でございます。
市政運営にあたり、私が掲げるビジョンは、「三世代が喜んで暮らせるまち」の実現です。まず一期四年で、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。
重点施策の第一は、公共交通の充実です。バス停まで歩けない方々の声に応え、市営乗り合いタクシー制度の整備を進めます。これは交通弱者の支援にとどまらず、市内経済の活性化にもつながるものと確信しております。
第二に、あま市の象徴となるセントラルパークの整備を推進し、七宝焼をはじめとする歴史・文化資源と結びつけながら、市の魅力と知名度を高めてまいります。また、地域公園のリニューアルにも取り組みます。
第三に、新たに導入される都市計画税を見据え、行財政改革を断行します。
市民お一人おひとりの声を大切に、皆様とともに前進するまちづくりに邁進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年8月以降に生活保護を受けていた皆さまへ 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付のお知らせ

対象世帯

平成25(2013)年8月から平成30(2018)年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯。

上記のほか、平成30(2018)年10月から令和8(2026)年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象になります。

現在、保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象になります。

追加給付額 生活扶助基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額

給付手続き

保護受給中の世帯(※)は、現在受給中の自治体で追加給付を行いますので、原則として申出(給付手続)は不要です。

(※)平成25年8月以降の期間において、別の自治体で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体への申出が必要です。なお、申出に必要な書類等については、市公式ウェブサイトでご確認ください。

現在、保護を受給していない世帯は、当時保護を受給していた自治体で、追加給付を行いますので、その自治体に当時の世帯主から申出を行ってください。

申出受付期間 8月1日(土)～令和9年7月31日(土)(郵送の場合当日消印有効)

申出受付窓口 社会福祉課※ただし、土日祝日は受付できません。

問 詳しくは、保護費の追加給付専用ダイヤル ☎0120・179・445
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター(厚生労働省委託事業)

